

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	五條市
4. 届出番号	20
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.gojo.lg.jp/www/genre/000000000000/1418012438490/index.html

執行機関名 五條市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月五條市条例第40号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第39号)別表第1第5の項 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月五條市条例第40号)による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害老人及び高齢者に係るひとり親家庭の親子等に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		五條市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年条例第40号) 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成27年規則第36号) 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年条例第26号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成27年規則第36号)第3条 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年条例第26号)第2条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成を受けることができる者の助成要件についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第2条 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第5条 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成を受けることができる者の助成要件についての審査に関する事務(更新申請)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第5条 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第8条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成を受けることができる者の助成要件についての審査に関する事務(所得状況変更届)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	五條市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第8条 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
備考		